

長 福 第 335 号
平成 27 年 5 月 11 日

各法人代表者 殿

茨城県保健福祉部長寿福祉課長
(公 印 省 略)

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する指針の策定に伴う届出について

日頃より、介護保険制度の円滑な運営につきましては、ご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険制度の見直しに伴い、指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合、届出を行うことが義務づけられるとともに、当該事業の人員、設備及び運営に関する指針が策定されました。

このことから、今後、宿泊サービスを行う事業所は、当該指針を遵守するとともに、県あてに届出を行う必要があります。

つきましては、当該指針を確認のうえ、下記のとおり必要書類を提出願います。

記

1 提出書類

- ・指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書（裏面別紙様式）
- ・平面図（利用者を宿泊させる場所をマーカー等で図示し、面積を記載すること）
- ・宿泊サービスの運営規程
- ・宿泊サービスの苦情処理の体制

2 提出期限 平成 27 年 7 月 31 日（金）

3 宿泊サービスの人員、設備及び運営に関する指針

- ・地域ケア推進室（旧介護保険室）のホームページに掲載しております

URL : http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/27shukuhaku_ds.html

◆問合せ及び届出先◆

茨城県保健福祉部長寿福祉課
地域ケア推進室 事業所指導・監査G
TEL 029-301-3343
FAX 029-301-3348